

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る面談
2. 日時：令和2年10月2日（金）13時05分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、伊藤係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 2号機原子炉格納容器（PCV）内における調査装置のアクセスルート構築作業時のダスト放出量及び敷地境界における実効線量への影響評価について
 - ✓ 放出経路として、原子炉建屋1階部分の1/4容積のエリアを設定したのは、PCVから漏えいしたダストが原子炉建屋内で拡散・希釈する範囲を保守的に限定するためである。
 - ✓ 大気拡散の気象条件に係る年間平均、間欠放出及び短時間放出の考え方の違い並びに想定している作業期間を踏まえ、通常時評価の気象条件としては年間平均より保守的な年間5回の間欠放出を設定した。また、異常時評価の気象条件としては短時間放出を設定した。
- 2号機PCV内部詳細調査における被ばく低減対策について
 - ✓ 作業ステップが最も複雑なエンクロージャの搬入作業に係る作業員の配置計画及び作業概要
 - ✓ 各作業ステップでの想定被ばく線量

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、現状の作業計画での一人当たりの想定被ばく線量を説明すること等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機原子炉格納容器内部詳細調査 アクセスルート構築作業時の影響評価について
- 福島第一原子力発電所2号機原子炉格納容器内部詳細調査 被ばく低減対策について
- 福島第一原子力発電所2号機原子炉格納容器内部詳細調査 補足説明資料